

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01390

研究課題名（和文）保証契約における錯誤の判断枠組みの類型化 フランス法からの示唆

研究課題名（英文）classification of rules according to which mistake may apply to the act of performance of the guarantor inspired by the new French contract law

研究代表者

小林 和子 (kobayashi, kazuko)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号：90508384

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：保証人による保証契約の錯誤の判断枠組みについて、最新のフランス法における状況（立法・学説・判例）を分析し、検討を行った点に本研究の意義がある。保証契約の錯誤の問題は日本でも問題となる。

まず、判例において、保証人による錯誤は単なる動機の錯誤や価値に関する錯誤であると判断され、無効の主張は認められないことが多かったが、新たなフランス法はこれらに関する規定を設けた（1135条、1136条）。また、新たなフランス法では、錯誤の判断枠組みにおいて議論されることが多かった「債務のコース」は契約の有効性に必要な要件ではなくなった（1128条）。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新たなフランス法では、「コース」の概念は失われたが、その役割は存続している。保証契約においても同様である。保証人の錯誤が問題となる場合には、主たる債務者の支払能力に関する錯誤、債務の範囲に関する錯誤、など様々な場合がある。新たなフランス法では、錯誤による無効を制限する規定である、単なる動機の錯誤の規定（1135条1項）や価値に関する錯誤の規定（1136条）により、保証人の錯誤が認められない場合が多い。

新たなフランス法においても、従来と同様、保証人の錯誤は、従来の錯誤論に依拠しながら無効が判断される場合、取引の構造の特殊性に依拠しながら無効が判断される場合がある。

研究成果の概要（英文）： The purpose of this research is to analyse the rules that mistake may apply to the act of performance of the guarantor in French law. This question exists also in Japan. The new contract law in France contains the following rules: The exclusion of mistake about mere motive extraneous to the essential qualities of the act of performance or of the other contracting party, unless the parties have expressly made it a decisive element of their consent (Art.1135). The absence of a legally recognised mistake as to value, unless this mistake is due to an error in the essential qualities of the act of performance (Art.1136). And <cause> no longer expressly forms a condition for validity of the contract and is no longer covered by Art.1128.

研究分野：民法

キーワード：保証契約

1. 研究開始当初の背景

日本法において、保証人の錯誤が問題となる場合には、主債務者についての錯誤(ある者が主債務者であると思っていたがこの者は主債務者ではなかった場合、主債務者が反社会的勢力ではないと誤信した場合など)、主債務についての錯誤(空売買・空リースとは知らずに立替払債務、リース料債務を保証した場合、金額を誤信した場合、追加融資がなされると誤信した場合など)、他の担保についての錯誤(他に連帯保証人あるいは物上保証人がいると誤信した場合など)など様々な場合がある。

保証人の錯誤の判断枠組みについて、フランス法を参考にしながら、検討を行った研究は既に存在する(例えば、山下純司「保証意思と錯誤の関係」法学会誌(学習院大学)36巻2号73頁-104頁(2001)など)。

しかし、2016年、フランス民法は大きく改正され、保証人の錯誤の判断枠組みに関連する規定も大きく変更した。

2. 研究の目的

本研究は、フランスにおける最新の状況(立法、学説、判例)を参考にしながら、いかなる場合に錯誤に関する従来の判例理論に依拠しながら錯誤無効の主張の可否が判断されているのか、いかなる場合に保証取引の構造の特殊性を考慮しながら錯誤無効の主張の可否が判断されているのか、保証人の錯誤の判断枠組みについて、類型化を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

次の方法により本研究を行った。

(1) 文献の調査

研究期間中、継続して、日本において入手あるいは参照が可能である、本研究に関連する資料(日本法とフランス法に関する図書、雑誌論文、判例等)を網羅的に調査することを行った。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、フランスへ渡航しフランス人の研究者や実務家に本研究に関するインタビューを行うことや、フランスの図書館において日本で入手することができない資料を入手・参照することはできなかった。

筑波大学や他大学の図書館、フランスの法学データベース(「daloz.fr」など)などを可能な限り利用し、本研究に関する資料をできる限り多く集めた。最新の資料を入手することにより、研究の内容を最新の状態にすること、同一の問題について多くの資料を入手し比較することにより、研究の質を一定以上確保すること、を心掛けた。

(2) 研究報告

数多くの方から意見やアドバイスをいただくことで、本研究の内容は大いに改善されると考えられたため、国内の研究会において、本研究に係る報告を行った(「筑波大学民法研究会」[2021年5月23日/於:オンラインにて開催])。

4. 研究成果

(1)

本研究の研究成果として、まず、フランス法における債務のコースの役割の存続について、詳細に検討を行った点がある。

フランス法では、保証人の錯誤の判断枠組みの問題は、「債務のコース」の議論の中で論じられることが多い。2016年改正前のフランス民法にはコース理論があった。旧1108条は「債務における適法なコース」を合意の有効要件の一つとしていた。旧1131条はコースの存在および適法性を要求していた。コース理論は様々な視点から批判を受けたため、2016年に改正されたフランス民法はコースという概念を用いることはなくなった。しかし、学説によると、コースの役割は存続しているとされる。

フランス民法において、債務のコースの役割が存続している例には、1169条がある。1169条によると、有償契約では、その成立時において、約務を負う者のために約された対価が名目的又は僅少であるときは、無効原因となる。

1169条は有償契約を対象としている。学説では、保証契約、債権者と主債務者の間の契約、保証委託契約などで構成される保証取引にも適用があるとされる。主債務者が債務を履行しない場合、保証人はその債務を履行する責任を負うことになる。保証契約により債権者から何らかの利益を得るわけではない。そこで、学説では、1169条における「約務を負う者のために約された対価」という文言について、保証契約の場合には、「主債務者のために債権者と保証人が約することによって、主債務者にもたらされる対価」と解釈されなければならないとの見解があった。

従来、保証契約における債務のコースは、保証契約の外部にあるのではないが、保証契約の外部にあるとすればどこにあるのか、などの議論が学説・判例ではなされていた。

第一に、保証契約における債務のコースは主債務者と保証人との関係に存在する、との見解が

あった。主債務者と保証人との間に、特別な人間関係が存在する場合、あるいは、一定の報酬が存在する場合が考えられる。この見解に対し、主債務者と保証人との関係は債権者と保証人との関係に直接影響を及ぼすものではなく、この関係を考慮すると債権者の法的安定性が不十分となる、との批判があった。

第二に、保証契約における債務のコースは債権者と主債務者との関係に存在する、との見解があった。この見解によると、保証契約によって主債務者にもたらされる利益こそが保証の目的であり、主債務者によって期待された利益がもたらされない場合、債務のコースは失われることになる。この見解に対しては、付従性の原則との関係が問題となるとの指摘があった。

破毀院は、主債務者と保証人との関係において何らかの変更があっても、債務のコースは存続するとの判断、第二の見解に依拠し、主債務者によって期待された利益がもたらされなかった場合、債務のコースは失われるとの判断をすることが多い。

最近の例として、破毀院商事部 2017 年 5 月 17 日判決 (D.2017, p.1694, note D.Mazeaud) がある。この判決では、主債務者 (会社) が裁判上の更生手続きを開始した後、保証人 (経営者) が保証契約を締結した場合が問題となった。更生手続きの開始前から存在していた債務に関する保証契約が締結されたとしても、債権者から期待された利益がもたらされなかった場合、債務のコースは存在せず無効であると破毀院は判断した。第二の見解を支持した判決であると考えられる。

(2)

本研究の研究成果として、次に、フランス法における「単なる動機の錯誤」の最新の状況について、詳細に検討した点がある。

フランス法では、保証人の錯誤は、「単なる動機の錯誤」(1135 条 1 項)や「価値に関する錯誤」(1136 条)に該当し、無効とはならない、と判断されることが多い。

単なる動機とは、「契約から生じた債務の内容とは全く異なる事実に関する錯誤」である。

日本において、改正民法 95 条 1 項では、意思表示の取消しの原因となる錯誤は、意思の不在の錯誤と基礎事情の錯誤に分かれている。基礎事情の錯誤は、表意者が法律行為の基礎とした事情についての表意者の認識が事実と一致しない場合であり、従来、動機の錯誤とされてきた場合である。基礎事情の錯誤には、意思表示の対象である人や物の性質に関する錯誤 (性質の錯誤) や意思表示の間接的な目的ないし理由に関する錯誤 (狭義の動機の錯誤) などが含まれる。

フランス法における「単なる動機の錯誤」は、狭義の動機の錯誤に対応する錯誤である。2016 年フランス民法改正前の段階では、目的物の実体に関する動機やその者についての考慮が合意の主たる原因である場合における契約の相手方に関する動機 (フランス民法旧 1110 条に関連する動機) の錯誤と、表意者個人の状況にのみ関わる動機 (無効とされる基準が判例により形成された動機) の錯誤に区別されていた。

2016 年フランス民法改正では、単なる動機の錯誤に関する規定 (1135 条 1 項) があり、1135 条 1 項は、なされるべき給付又相手方の本質的性質に関わらない、単なる動機に関する錯誤は、当事者が明示的にその者の同意の決定的要素としない限り、契約の無効原因ではない、とする。1135 条によると、単なる動機の錯誤により契約が無効となるためには、要件 給付や相手方の本質的性質に関わらないこと、要件 明示的に同意の決定的な要素としたこと、が必要である。

要件 について、1133 条 1 項によると、給付については、本質的性質とは、明示又は黙示に合意され、かつ、両当事者がそれに着目して契約を締結した性質をいう、とされる。(1) 明示又は黙示に合意された性質とは具体的にどのような場合を指すのか、(2) 1133 条 1 項は、両当事者がそれに着目して契約を締結した性質が必要であるとするが、具体的にどのような場合を指すのか、検討を行った。

本質的性質に関する錯誤と単なる動機の錯誤とはどのような関係に立つのかについても検討を行った。破毀院商事部 2012 年 4 月 11 日判決 (Cass.com., 11 avr.2012, no11-15429) などに対する学説が示すように、本質的性質に関する錯誤と単なる動機の錯誤を区別することは難しい。1133 条 1 項 (本質的性質に関する錯誤) と 1135 条 1 項 (単なる動機の錯誤) では、要件について違いを設けている。このような違いに対し、批判的な見解もあった。

要件 について、同意の決定的な要素としたことについて「明示」が必要か否かについて、判例では見解が分かれているため、肯定例と否定例の検討を行った。判例の見解が分かれているのと同様に、学説でも、「明示」が必要か否かについて、肯定する見解と否定する見解があった。

1135 条 1 項では明確にされていないが、判例は、例外的に、単なる動機の錯誤により契約が無効となるためには、その動機について当事者が「条件としたこと」が必要である、とする場合がある。そこで、要件 「条件としたこと」を必要とした具体例や必要としなかった具体例について、検討を行った。「条件としたこと」を必要とする見解が学説においても存在する。学説では、当事者が動機を明示した場合、条件の問題として処理するべきか、錯誤の問題として処理するべきか、判例や学説は今後議論することになる、との見解もある。条件の問題となれば、失効・解除が効果となり、錯誤の問題となれば、無効が効果となる。

(3)

フランス法においても保証人の錯誤が問題となった判例には様々な場合がある。例えば、保証

人の債務の目的（objet）に関する錯誤、主債務者の支払い能力に関する錯誤、リスクの範囲に関する錯誤、などがある。これらの具体例において、どのように以上の判断枠組みが用いられているのか、現段階ではまだ研究成果を公表することができていない。引き続き検討を続け、2022年度中には、筑波ロージャーナルにおいて研究成果を発表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 小林和子	4. 巻 32
2. 論文標題 単なる動機(simple motif)の錯誤の考慮について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 筑波ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 1頁-22頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小林和子	4. 巻 29
2. 論文標題 新たなフランス民法における債務のコースの役割の存続とその課題 : 1135条2項・1169条・1186条の場合を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 筑波ロージャーナル	6. 最初と最後の頁 51頁-73頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------